

一人ひとりが輝くまち 22

2003~2012
国連識字の10年

みよての人々に教育を

個人情報の適正な管理

自分自身や周囲の個人情報に関心を持ちましょう

「個人情報」とは、名前、住所、生年月日、電話番号、心身の状況など、その人がどういふ人なのか分かる情報のことです。このような情報について、「個人情報保護法」では①利用目的をはっきりさせること②ほかの目的では使わないこと③同意なしに他に提供できないこと、といった内容を定めています。

この法律ができたことよって、個人情報を守らなければいけないものという意識が高まり、たくさんの方が集まってくる行政や企業では、個人情報をしっかり守るための取り組みが進んできました。

しかし残念ながら、悪質な業者や個人が意図的に個人情報を漏らしてしまうこともあります。その結果、知らないところから広告郵便(ダイレクトメール)が送り付けられたり、心ない人や悪質な業者による嫌がらせや差別、脅迫など、人権を侵害するようないふことが起こっています。

また、自分が望むサービスを受けたり物を買ったりするときに、うっかり他の業者などに個人情報を提供することに「同意」してしまうこともあります。

自分の情報が漏れるのをやめたいと考えるのならば、サービスを受けるときなどに、どこまで自分の情報を相手に知らせるべきなのか、よく考えることです。

町内会や学校での名簿や災害が起きたときのための名簿などが、個人情報を集めて活用することに有効な場合もあります。個人情報に適正に保護しつつ、上手に活用していくために、自分自身や周りの人の個人情報の管理や使い方にもっと関心を持ち、注意を払いましょう。

(人権啓発広報編集委員会)

人権標語

(中学2年生の作品)

差別とは 心きりさく するどいはもの



定額給付金をかたつた振り込め詐欺に注意

相談内容

最近話題となっている定額給付金が現金自動預払機ATMで受け取れるので、今日中に手続きをするように、という電話が市役所を名乗る者からかかってきた。本当だろうか？

アドバイス

いろいろな手口での振り込め詐欺が、発生しています。なりすまし詐欺による被害額は、県内でも年々増加しており、今年だけでも5億円以上の被害が発生しています。

また、今回の相談のように社会的に話題となった内容を使い、「年金の一部が返金される」や「後期高齢者医療の保険料引き落としが間違っていたので返納します」といった内容の電話でATMに誘い出し、操作を携帯電話で指示し

て、お金を振り込ませる詐欺も多くあります。

ATMの操作をすることによって公的機関からお金が振り込まれることはありませんし、今回の相談の「定額給付金」は、給付手続きも始まっていません。相談者には、実際の手続きが始まる際には、公的な方法でお知らせがあるもので、今回の相手と連絡を取らないようにと説明しました。

多くの詐欺は「今日中に」や「3時まで」に手続きをしないと手遅れになる」と言って急がせます。慌ててATMを探す前に、誰かに相談するなどして、冷静になる時間を持つことが必要です。

消費生活相談室(市役所本庁5階)
☎0848⑥76410

とき 1日~4日、12日を除く月~金曜日9時~12時、13時~16時
※相談時間が9時かに変わりました。

1月の消費生活巡回相談
9日(金) 14時~16時
本郷支所

16日(金) 14時~16時
久井保健福祉センター
23日(金) 10時~12時
大和人権文化センター

問い合わせ先 商工振興課
☎0848⑥76072 FAX 0848④4103



女性の人権ホットライン
子どもの人権110番

☎0570・070・810
☎0120・007・110

いずれも1日(木)~4日(日)・12日(月)を除く
月~金曜日 8時30分~17時15分